



今後の連携取組について

令和 8 年 5 月 29 日
九州地方環境事務所 地域脱炭素創生室



■ 第2回九州・沖縄地域脱炭素推進会議（2023年1月18日開催）において、「今後の取組方針」及び幹事会への委任について承認。

- 「今後の取組方針」 ※第3回九州・沖縄地域脱炭素推進会議（2024年2月開催）において改定された内容を反映。

- ① 地域脱炭素の案件形成及び取組実践、地域内への横展開における支分部局連携の強化
- ② 支分部局間の個別連携の強化
- ③ 情報共有・発信機能の強化

- 上記方針に基づく具体的取組の実施について、**幹事会に委任**する



（取組の現状）

■ 第3回以降も引き続き、地方支分部局間で連携した支援等を実施。

【例1】九州経済産業局 × 九州地方環境事務所

- 地方公共団体と企業とのマッチングイベント（R7.11、12）を共催。
- 第22回九州地域エネルギー・温暖化対策推進会議（R7.12）を共催。 ※他支分部局も構成員として参加。
- 個別自治体における公共施設の脱炭素化や脱炭素経営推進を連携して支援。

【例2】九州農政局 × 九州地方環境事務所

- 九州農政局よりご紹介いただいた自治体の脱炭素化に関して、九州地方環境事務所が検討委員会に参加。

【例3】九州財務局 × 九州経済産業局 × 九州地方環境事務所

- 熊本県内の金融機関等を対象に「くまもと脱炭素フォーラム」（R6.3）を共催。

第3章 目標達成のための対策・施策

第7節 地方創生に資する地域脱炭素の加速（地域脱炭素ロードマップ）

脱炭素が経済競争と結び付く時代、地域脱炭素は、地方の成長戦略として、地域の強みをいかした地域の課題解決や魅力と質の向上に貢献する機会である。地域脱炭素政策については、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、工程と具体策を示す「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき施策を展開しているが、2050年ネット・ゼロ実現に向けた2030年度46%削減という野心的な目標の達成には、地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組を加速化していく必要がある。……

国の積極支援に当たっては、地域の実施体制に近い立場にある国の地方支分部局（地方農政局、森林管理局、経済産業局、地方整備局、地方運輸局、地方環境事務所等）が**水平連携し、各地域の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げて機動的に支援を実施する**。具体的には、各支分部局が持つ支援ツールと支援実績実例等の情報を共有し、協同で情報発信や地方公共団体等への働きかけを行う。また、複数の主体・分野が関わる複合的な取組に対しては各支分部局のツールを組み合わせる支援等に取り組む。さらに、**地域脱炭素の推進**に当たっては、地方公共団体が身近に相談できる窓口体制を各地方支分部局に確保し、相談対応や案件の進捗状況を地方支分部局間で共有しながら連携して対応する。

新規

継続

引き続き、九州・沖縄地域脱炭素推進会議を「水平連携」の枠組みとして位置付け。

具体的な連携取組の実施については、従来どおり幹事会に委任する。（R7.1.28 第4回 推進会議にて了承済）

R7年度の幹事会において、推進会議の今後の方向性や活動方針、各支分部局の役割等について議論を行ったが、R8年度も引き続き、検討していきたい。